

佐賀県東部工業用水道規程第8号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第5条、第6条関係）			別表（第5条、第6条関係）		
管理者の決裁を受けるべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～19 略	所長専決事務 1～4 略 5 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏期休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児休暇、公務災害休暇、結核性疾患休暇、産前休暇及び産後休暇並びに介護休暇の願の処理に関すること。 6～32 略	管理者の決裁を受けるべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～19 略	所長専決事務 1～4 略 5 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏期休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児休暇、公務災害休暇、結核性疾患休暇、産前休暇及び産後休暇並びに <u>介護部分</u> 休暇の願の処理に関すること。 6～32 略

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。